

バナー広告約款

一般社団法人不動産競売流通協会(以下「FKR」という。)が運営する WEB ページ、
<http://981.jp> へのバナー広告掲載について、下記の条項によるものとする。

記

(総則)

第1条 FKR は、WEB ページへのバナー広告掲載枠を利用する権利を申込書に記載の申込機関(以下「申込者」という。)に付与し、申込者は、バナー広告掲載のためにその付与を受けると共に、この約款の規定に基づき広告を掲載する。

2 申込者は、バナー広告の掲載に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。掲載期間が終了した後も同様とする。

(バナー広告原稿の入稿)

第2条 申込者は、「バナー広告取扱要領」に定めるとおり原稿を入稿する。

(バナー広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するバナー広告は、WEB ページには掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性があるもの
- (4) 宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、WEB ページに掲載する広告として不相当であると FKR が判断したもの

2 前項に定めるもののほか、WEB ページに掲載できる広告に関する基準は、「WEB ページにおけるバナー広告掲載基準」で定める。

3 FKR は本条第1項及び第2項で定める基準に適合しない広告の WEB ページへの掲載を拒否することができる。但し、FKR が WEB ページへの掲載を拒否しなかったことは、第6条、第7条及び第10条の適用に関し、FKR になんらの責任を発生させるものではない。

4 FKR は、他のサービスの利用料金の支払いに延滞がある者の広告は掲載しない。

(広告料)

第4条 広告料は、FKR が定め別途申込者に提供する見積書に定める WEB 広告掲載料金とし、その変更は申込者への事前通知により行うことができる。

(広告料の支払い)

第5条 FKR 又は本サービスの販売を FKR から委託された代理店は、広告掲載料金及びそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は、請求書に基づく広告料を FKR 又は代理店に対し、請求書受領後 30 日以内に支払わなければならない。

2 FKR は、前項に従って受領した金員を、その理由の如何を問わず、返金する義務を負わない。

(免責)

第6条 FKR は、本約款の履行に伴い発生した、申込者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

(1) 申込者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害

(2) 申込者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害

(3) FKR の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、広告掲載に際し申込者に生じた一切の損害

2 FKR が申込者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、FKR が既に現実に受領した広告料を超えないものとする。

(申込者の責務)

第7条 バナー広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は、申込者が負うものとし、FKR はこれについていかなる責任も負わない。

2 申込者は、バナー広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、FKR に対して保証するものとする。

3 第三者から、申込者又は FKR に対してバナー広告に関連して損害を被ったとの請求がなされた場合は、申込者が、申込者の責任及び負担においてこれに対応するものとし、申込者は、当該請求により FKR に生じた一切の損害及び費用を FKR に対して補償する。

(変更の届出)

第8条 申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届を FKR に提出しなければならない。

(解除)

第9条 申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにもかかわらず、これを遅滞なく FKR に通知しなかった場合、及び申込者が本約款に定める条項に違反した場合、FKR は催告をすることなく本約款を解除し当該申込者の広告掲載を終了することができる。

(賠償)

第10条 第9条により FKR が損害を被った場合には、申込者は第4条に定める広告料の2倍とそれに対する消費税相当額の合計額を賠償金額として FKR に支払わなければならない。なお、FKR にさらに損害が生じている場合、FKR はかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

(有効期間内の解約)

第 11 条 申込者は、FKR に対して 1 ヶ月前までに書面で事前通知をすることにより本約款を解約することができる。この場合であっても FKR は申込者に対して、受領した広告料を返金する義務を負わない。

(約款の発効)

第 12 条 本約款は FKR が申込者に対し広告掲載受諾の連絡を行うと同時に発効する。

(利用約款の変更・改定)

第 13 条 FKR は、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、又は新たな条項を追加し改定することができる。

2 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、981.jp 内又は keibai.or.jp 内への掲示、その他 FKR の定める方法によって周知する。

3 FKR が、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、申込者が掲載広告の入れ替えを行った場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

(有効期間)

第 14 条 本約款の有効期間は、第 12 条の発効日よりその広告掲載期間終了までとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附則) 本約款は 2010 年 1 月 27 日より実施。